

第2号様式（第12条関係）

令和6年度 第3回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

1 日 時 令和6年10月4日（金） 午前10時00分から

2 場 所 大和市役所 本庁舎3階災害対策準備室

3 出席者 久保博道会長、篠田優里委員、関根孝子委員、佐藤直大委員

4 欠席者 柴田憲司委員

5 傍聴人数 0人

6 次 第

(1) 会長あいさつ

(2) 報告事項

①保有個人情報に係る事故発生状況報告

【政策部政策総務課】

②保有個人情報に係る事故発生状況報告

【総務部人財課】

③保有個人情報に係る事故発生状況報告

【総務部収納課】

④保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部すくすく子育て課】

⑤保有個人情報に係る事故発生状況報告

【こども部すくすく子育て課】

(3) 議 題

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問）

【No. 28 案件：市民課】

(4) その他

7 議事要旨

報告事項

① 保有個人情報に係る事故発生状況報告【政策部政策総務課】

(担当課が入室、説明)

委員 office等文書において黒塗りをする場合は、元の文字を■等に記号に置き換える等の個人情報漏えい防止策は、全庁的に共有されていたことなのか。また、本件を機に周知を行うのか。

事務局 本件の他にも個人情報漏えい事故が発生していたことから、本年10月より庁内の全職員を対象とした個人情報保護に関する研修を行っている。

委員 全庁に対し、黒塗り処理についてどのような案内を行っているのか。

事務局 本年10月からの研修では、紙媒体の行政文書に対し直接黒塗り処理を行い、その後pdf化を行うよう案内を行っている。

会長 記者会見で配布した紙媒体の文書については、正しく黒塗りが行われていたのか。

担当 行われていた。

委員 本人への連絡等の状況における連絡先を承知していない方について、調べることは不可能なのか。

担当 本件に係る行政文書の元となる文書が作成されたのは平成21年と相当古く、かつ市の職員が記録していた個人メモである。連絡先を承知していない方に関しては、出席者として苗字が記載されているのみであり、影響は小さく、また今回の文書作成に当たり直接やり取りをしていないため、かえって混乱を招くと判断したことから、連絡は行わない考えである。

(担当課が退室)

② 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部人財課】

(担当課が入室、説明)

会長 個人情報漏えいの時期と内容について詳細を求める。

- 担 当 総務担当課から提出を受けた名簿において名前以外の情報に行ずれが起きていたことが原因で、受診票に印字される情報のうち、生年月日、職員番号、被保険者記号、番号、保険者番号、保険組合の記載にずれが生じ、受診票受け渡しの際にそれらの情報が漏えいした。
- 委 員 受診票の氏名のみが本人の情報であり、その他の項目が別の人の情報になっていたのか。
- 担 当 そうである。
- 会 長 受診票の回収を行ったのはいつか。
- 担 当 7月29日である。
- 会 長 一度回収を行い、その後再配布に至った経緯と最終的な回収時期についての説明を求める。
- 担 当 受診票の情報の行ずれについて当初は個人情報漏えいという認識がなく、健診初日が2日後に迫っていたこともあり、事業者と協議した結果、一度回収した受診票に見え消し修正を行い、そのまま受診票を使用することとなった。しかし、その後、受診票に他者の前回の健診結果のデータが記載されていると指摘があり、そこで初めて個人情報漏えい事故であることを認識した。そのため、最終的な対象文書の回収時期は健診終了後の8月23日である。
- 会 長 受診票を回収するまでは、他者の個人情報が見える状態であったということか。
- 担 当 そうである。
- 委 員 健診結果は本人の情報のみが記載されたものが配布されたが、受診票に他者の前回の健診結果のデータが記載されていた、という認識で間違いはないか。また、一度受診票を回収した際に健診結果のデータについて修正は行わなかったのか。

担 当 そのような認識で間違いない。最初の回収時の修正については、前回の健診結果が記載されているという認識がなかったため、見え消し修正を行わなかった。

委 員 一度目の回収時の協議の際に、事業者から前回の健診結果のデータについて指摘はなかったのか。

担 当 指摘はなかった。両者とも当該データについて個人情報保護の認識がなかった。

委 員 本件において漏えいした情報は、他者からの特定が可能な情報なのか。

担 当 同じ所属の職員の情報ということもあり、特定は不可能ではない。このことについて二次被害を防ぐため、詳細な説明は行っていない。

会 長 自己の情報が他者に見られている可能性についての説明は行ったのか。

担 当 そのことについては説明している。

(担当課が退室)

③ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部収納課】

委 員 本来の名宛人の市民 A 以外の別の市民 B に対して、A に関する個人情報が含まれた文書を郵送したとのことだが、誤送の経緯の説明を求める。

担 当 市民 A と市民 B の氏名及び住所が類似していたため、確認作業の際に見落としてしまったと考える。

委 員 市民 A に送付すべき文書を、市民 B の宛名が記載された封筒に封入したのか。

担 当 そうである。通常であれば本業務において郵送を行う際は窓付きの封筒を使用しているため、文書に記載された宛先にそのまま文書が郵送されるようになっている。しかし、本件漏えい事故発生時には窓付き封筒の在庫が不足していたため、窓付きでない封筒に宛名の印字を行い代用した。その際の封筒への宛名印字作業において、作業途中に市民 B への対応を行ったことで、宛名印字作業画面が市民 B のものに切り替わり、そのまま宛名印字作業を行ってしまった。

- 委員 市民Bについても同種の文書が郵送されているのか。
- 担当 同様の案件に関する相談は受けていたが、その時点において該当文書は存在しなかった。
- 委員 本件における文書の内容について詳細を求める。
- 担当 市県民税の納税通知書及び未納明細書である。
- 会長 所得といったよう要配慮個人情報の記載はないのか。
- 担当 記載はない。
- 委員 市民Bに郵送された文書は回収したのか。
- 担当 回収済みである。経緯としては、市民Bから電話で市民Aの文書が誤送付されていると連絡をうけ、その場で謝罪を行った。回収に伺いたい旨を伝えたところ、これから外出するため3時ごろに伺うのであれば問題ないとのことだったので、その方向で日程調整を行った。しかし、同日の正午過ぎ、市民Bが直接本庁舎まで該当文書を届けて下さったため、そこで文書を回収することとなった。
- 会長 納税情報は要配慮個人情報には該当しないのか、事務局による回答を求める。
- 事務局 納税情報は要配慮個人情報には該当しない。
- 委員 再発防止策として、従来の確認方法に加え、職員に二桁数字の確認印を持たせ、確認作業後に封筒裏側へ押印するとのことだが、窓付き封筒へ封入作業の際にも行うのか。
- 担当 窓付き封筒への封入の際も同様の手順で確認作業を行う。

(担当課が退室)

④ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部すくすく子育て課】

(担当課が入室、説明)

- 委員 健診受付時に歯科健診票を母子手帳に挟み、その後健診を行うとのことだが、本件について歯科検診を受ける際に健診票がなかったということか。

担 当 受付時には本人による健診票への記入が行われているため、正本、控えともに本人のものが母子手帳に挟まれている。その後健診を行っていく中で健診票への追記を行い、健診終了時に健診票の控えを返却するという流れである。しかし、健診票が薄い紙状であったことから、健診票の正本に記入を行う際に控えのみが紛失していることに気が付くことが困難であった。

会 長 健診受診者 B の母子手帳に紛れてしまったのは健診票の控えのみか。

担 当 健診票の正本は市で回収しているため、B の母子手帳に紛れてしまったのは控えのみである。内容を確認せずに控えを母子手帳に挟んでしまったことに加え、控えの返却手順が統一されていなかったことも本件漏えい事故の原因であると考えている。

委 員 母子手帳内に A と B 両名の健診票の控えが挟まれていたことに気が付かなかった原因は何か。

担 当 母子手帳内の別ページに四つ折りの状態で挟まれていたため一目では判断ができず、控えが 2 枚挟まっていることに気が付かなかった。また、返却場所が複数に分かれていたことも本件漏えい事故の原因であるとする。したがって今後は手順と返却場所を統一し、健診票の控えの返却作業を行う考えである。

会 長 A の歯科健診票がないことが発覚した際に、他の人の母子手帳に紛れ込んでいることは想定しなかったのか。

担 当 健診票返却の際の氏名確認が徹底されているという認識だったことに加え、同日に健診票の控えの落丁報告があったため、そちらのケースと同様の案件だと捉えてしまった。

委 員 健診票内に記載されている個人情報について、職業情報はなぜ必要なのか。

担 当 養育状況の確認における判断材料の一つとして必要なものである。

(担当課が退室)

⑤ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部すくすく子育て課】

(担当課が入室、説明)

- 委員 検査結果、というのは定形的な項目によって構成されているのか。
- 担当 そうである。検査の種類によって多少の評価の差異はあるが、概ね同じ様式のものである。
- 委員 検査結果は誰が見てもわかる内容になっているのか。
- 担当 本件における検査結果の内容としては、検査対象の児童と同年代の児童を比較し発達年齢及び発達指数を示している。加えて検査時の児童の様子や、今後どのような形で支援を行うのが望ましいかについて併せて記載されている。
- 委員 保管用ファイルには具体的にどのような文書が綴られているのか。
- 担当 人により詳細な中身は異なるが、基本的に発達検査の記録や支援計画といった、学校の職員等に情報共有を行うためのものが綴られている。
- 委員 最初の面談の時点で書面を交付した上で、市による善意のサービスとして保管用ファイルに綴る分をもう1部提供したとのことだが、なぜそのようなサービスを行う必要があったのか。
- 担当 通常であれば検査の結果として文書を1部交付するのみで問題ないが、本件については親御さんに配慮した対応として、予備として保管用ファイルにもう1部綴って交付した。今回のようなイレギュラーな対応の際には、より一層個人情報の取扱いに配慮していく。

(担当課が退室)

議 題

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について

【No. 28 案件：市民課】

(審査請求案件につき非公開)

以上